

## 平成24年度第2回 鳥取県議会情報公開審査会会議録

- 1 開催日時 平成24年11月21日（水）午後5時から5時45分まで
- 2 開催場所 議長応接室（県庁議会棟2階）
- 3 出席委員 永山正男 会長  
河本充弘 委員  
中尾 享 委員  
宮田挙子 委員  
安本仁子 委員
- 4 事務局出席者 議会事務局 有田局長 外4名
- 5 会議に付した議題の内容  
政務調査費に係る公文書部分開示決定処分に対する異議申立ての審議
- 6 会議の概要（※会議の中で個人情報など非開示となる内容が含まれている部分は省き、概略としてまとめた。）  
永山会長が議事の進行を行い、政務調査費に係る公文書部分開示決定処分に対する異議申立てについて、答申案の審議が行われた。

- 事務局が答申案及び中国五県の情報公開条例における議員活動への支障を非開示情報とする規定の状況について、説明した。

### 〔議員活動への支障の規定について〕

委員) 県議会情報公開条例に、非開示情報として議員活動への支障の規定を残すかどうかは、実際にそれが問題になったときに議論すればいいのではないか。支障がどこで出てくるのか具体的には予測がつかない。

### 〔附帯意見に対する議会の検討結果について〕

委員) 今回、答申に附帯意見を付けることになるが、それについての議会の検討結果等は公表されるのか。

事務局) 公開の議会改革推進会議で検討され、改善結果がまとめれば報道されて、県民に知られることになると思う。

### 〔補助員の証拠書類について〕

委員) 審議会の委員等は特別職の職員であり、当然報酬が公開されるべきものだが、補助員はどういった身分になるのか。

事務局) 公務員ではない。

委員) 議員が自由に雇えてきちっとした実態を保证するような制度が必要である。

委員) こういうことが議題に上ること自体に疑問を感じる。購入先事業者名の非開示や補助員の証拠書類など、なぜこんなことがまかり通るのかと思う。

### 〔答申のまとめ〕

委員) 審査会の議論は、情報公開という観点から議会改革に一石を投じたという意味をもっている。購入先事業者名の開示については、答申案のとおりでよいか。非開示とするものは、すべて個人情報であり、これについては異論のないところだと思う。

委員) 審査会として、氏名を開示した議長の判断を是とするのか非とするのかを明らかにするため、答申案を修正すべきと考える。修正案は、不正の防止につながるので、開示したのはやむを得ないという趣旨である。

委員) 個人情報は、最大限尊重されるべきだと思う。議長が既に公開していることを考えれば、住所等は非開示しかない。

委員) 答申案を修正することによろしいか。

全委員) (異議なし)